

お店（みせ）の 家賃（やちん）のための お金（かね）がもらえます。  
テナント賃料助成金（てなんと ちんりょう じょせいきん）

営業時間（えいぎょう じかん）を みじかくしたお店（みせ）は、お店（みせ）の 家賃（やちん）のための お金（かね）（＝テナント賃料助成金（てなんと ちんりょう じょせいきん））がもらえます。

※船橋市（ふなばし）の 中（なか）にある お店（みせ）が 対象（たいしょう）です。

・いつ申請（しんせい）できますか？

1月20日から 3月15日 まで 申請（しんせい） できます。

※2月分（がつぶん）の お金（かね）は 2/9 から 申請（しんせい） できます。

※申請（しんせい）に 間違（まちが）いが なければ 1週間（しゅうかん）くらいで お金（かね）が 銀行（ぎんこう）に はいります。

・どうやって 申請（しんせい） しますか？

オンライン（＝インターネットを使（つか）う）か 郵送（ゆうそう）で 申請（しんせい）が できます。

携帯電話（けいたいでんわ）から 手続（てつづ）き できる オンラインの申請（しんせい）が おすすめです。

・オンラインの申請（しんせい）の やりかた

下（した）の URL から 申請（しんせい）が できます。

申請（しんせい）に 使（つか）う 書類（しょるい）の 写真（しゃしん）の データが 必要（ひつよう） です。

[https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=244](https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=244)

・郵送（ゆうそう）の申請（しんせい）の やりかた

申請（しんせい）に 必要（ひつよう）な 書類（しょるい）を 郵便（ゆうびん）で 送（おく）ります。

送（おく）るところ：

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25 船橋市商工振興課（事業者向け助成金事務局）

・窓口（まどぐち）の申請（しんせい）について

オンラインも 郵送（ゆうそう）もできない人（ひと）は窓口（まどぐち）に 来（き）てください。

※申請（しんせい）に 必要（ひつよう）な 書類（しょるい）を 持（も）って 来（き）てください。

場所（ばしょ）：

船橋市役所（ふなばししやくしょ）本庁舎（ほんちょうしゃ）分室（ぶんしつ） 3階（かい）

・どのくらいお金（かね）が もらえますか？

1か月（げつ）の お店（みせ）の 家賃（やちん）の 2/3（さんぶんのに） もらえます。

一（ひと）つの 場所（ばしょ）で 一番（いちばん） 多（おお）くて 10万円（まんえん）が もらえます。

・何月分（なんがつぶん）の 家賃（やちん）が もらえますか？

下（した）の表をみてください。

※2021/1/1より 後（あと）に お店（みせ）を 始（はじ）めた 場合（ばあい）は 1月（がつ）の お金（かね）は もらえません。

営業時間（えいぎょう じかん）を短（みじ）か した・お店（みせ）をやらなかった日（ひ）	何月分（なんがつぶん）のお金（かね）がもらえるか
1/15 から 3/7 の全部（ぜんぶ）	1,2月（がつ）の分（ぶん）
1/15 から 2/7 の全部（ぜんぶ）	1月（がつ）の分（ぶん）
2/8 から 3/7 の全部（ぜんぶ）	2月（がつ）の分（ぶん）

1月（がつ）の 賃料（ちんりょう）（=お店（みせ）の 家賃（やちん）） を もらっていない人（ひと）は まとめて 申請に（しんせい）が できます。

※2月（がつ）の申請（しんせい）は 2/9 から できます。

1月（がつ）の 賃料（ちんりょう）（=お店（みせ）の 家賃（やちん）） を もらった人（ひと）は 2月（がつ）の 申請書（しんせいしょ）を 市役所（しやくしょ）から 送（おく）ります。

書（か）いてあることを よく読（よ）んで 連絡先（れんらくさき）を書（か）いて市役所（しやくしょ）に 書類（しよるい）を 送（おく）って ください。

### ・お金（かね）を もらえる人（ひと）は だれですか？

船橋市（ふなばし）で 飲食店（いんしょくてん）（=レストランなど）や 遊興施設（ゆうこうしせつ）を 営業（えいぎょう）していて 下（した）の条件（じょうけん）に 全部（ぜんぶ） 当（あ）てはまる 人（ひと）が もらえます。

### 【条件（じょうけん）】

・2021/1/31 までに 飲食店（いんしょくてん） 営業許可（てんえいぎょうきょか）か 喫茶店（きっさてん） 営業許可（えいぎょうきょか）を 受（う）けて 営業（えいぎょう）していること。

・1/15 から 2/7 または 2/8 から 3/7 のどちらかで 営業時間（えいぎょうじかん）を 短（みじか）くするか 休業（きゅうぎょう）し 夜（よる）8時（じ）から 朝（あさ）5時（じ）まで 営業（えいぎょう）をしないこと。

・お酒（さけ）を 出（だ）す 場合（ばあい）は 午前（ごぜん）11時（じ）から 午後（ごご）7時（じ） までとすること。

・お店（みせ）の 場所（ばしょ）を 借（か）りて 営業（えいぎょう）していること。

・船橋市（ふなばし） 新型コロナウイルス（しんがた ころなういるす） 感染防止対策（かんせんぼうし たいさく） 取組事業所（とりくみ じぎょうしょ） 登録制度（とうろくせいど）に入（はい）っていること。

（または 申請（しんせい）したあと 1か月（げつ）の中（なか）で 入（はい）れること）

・市長（しちょう）が 必要（ひつよう）だと 認（みと）める 時（とき）に 調査（ちょうさ）に 応（おう）じること。

<p>・今後（こんご）も 船橋市（ふなばし）で 営業（えいぎょう）しようと思（おも）うこと。</p>
<p>・風営法（ふうえいほう）に 決（き）められている 「性風俗関連特殊営業（せいふうぞくかんれん とくしゅ えいぎょう）」 または 「接客業務受託営業（せつきゃく ぎょうむじゅたく えいぎょう）」 ではないこと。</p>
<p>・テークアウト（＝料理（りょうり）を 持（も）ち帰（かえ）ること）またはデリバリー（＝料理（りょうり）を 家（いえ）まで届（とど）けること） お店（みせ）でないこと。</p>
<p>・イートインスペース（＝お店（みせ）の中（なか）で 食（た）べることができる 場所（ばしょ）のこと）がある スーパーやコンビニでないこと。</p>
<p>・ホテルや旅館（りょかん）で 泊（と）まっている人（ひと）だけに 飲食（いんしょく）（＝料理（りょうり）や飲（の）み物（もの）を 出すお店（みせ）でないこと。</p>
<p>・自動販売機（じどう はんばいき）だけで（いんしょく）（＝料理（りょうり）や飲（の）み物（もの）を 出すお店（みせ）でないこと。</p>
<p>・宗教法人（しゅうきょう ほうじん）または 政治団体（せいじ だんたい）でないこと。</p>
<p>・暴力団（ぼうりょくだん）や 暴力団員（ぼうりょくだんいん）などと 関係（かんけい）がないこと。</p>

会社（かいしゃ）の 大（おお）きさ

	仕事（しごと）の種類（しゅるい）	会社（かいしゃ）の 持（も）っているお金（かね）	雇（やと）っている人（ひと）の数（かず）
会社（かいしゃ） 個人事業主（こじん じぎょうぬし）	製造業（せいぞうぎょう） 建設業（けんせつぎょう） 運輸業（うんゆぎょう）	3億円（おくえん）より 下（した）	300人（にん）より下 （した）
	卸売業 （おろしうりぎょう）	1億円（おくえん）より 下（した）	100人（にん）より下 （した）
	サービス業 （さーびすぎょう）	5,000万円（まんえん） より下（した）	100人（にん）より下 （した）
	小売業 （こうりぎょう）	5,000万円（まんえん） より下（した）	50人（にん）より下 （した）
	その他（ほか）の業種 （ぎょうしゅ）	3億円（おくえん）より 下（した）	300人（にん）より下 （した）
会社（かいしゃ）ではない法人（ほうじん）			300人以下

「会社（かいしゃ）の 持（も）っているお金（かね）」か「雇（やと）っている人（ひと）の数（かず）」のどちらかがあてはまれば、お金（かね）がもらえます。

「飲食業（いんしょくぎょう）」の場合、上（うえ）の表（ひょう）の「小売業（こうりぎょう）」にあてはまります。上記にかかわらず、大企業と資本関係のある「みなし大企業」は対象外となります。

問（と）い合（あ）わせ先（さき）

船橋市 商工振興課（ふなばしし しょうこうしんこうか）

事業者（じぎょうしゃ） 向（む）け 助成金（じょせいきん）事務局（じゅむきょく）

Eメールアドレス：keieitaisaku@city.funabashi.lg.jp

電話（でんわ）：047-436-3320

午前（ごぜん）9時（じ）から 午後（ごご）5時（じ）

土曜日（どようび）日曜日（にちようび）祝日（しゅくじつ）は 休（やす）みです

日本語（にほんご）が よくわからない人（ひと）や 自分（じぶん）の 国（くに）の

言葉（ことば）で 話（はなし）をしたい人（ひと）は

船橋市外国人総合相談窓口（ふなばししがいこくじん そうごうそうだん まどぐち）

に 連絡（れんらく）してください

船橋市外国人総合相談窓口（ふなばししがいこくじん そうごうそうだんまどぐち）

電話（でんわ）：050-3101-3495

午前（ごぜん）9時（じ）から 午後（ごご）5時（じ）

土曜日（どようび）日曜日（にちようび）祝日（しゅくじつ）は 休（やす）みです